

植村環の贖罪思想が目指すキリスト者アソシエーション

——敗戦の経験からの再考

松本のぞみ

序

植村環（一八九〇—一九八二）は佐幕派の武士の子から日本初代のプロテスタント・キリスト教会伝道者となった植村正久と文明開化期の教育を受けた季野（旧姓・山内）との間に三女として誕生し、この父母の影響を強く受けて洗礼への回心に至った。米国マサチューセツ・ウエルズレー大学（聖書・哲学専攻）留学、結婚、家族（夫、長男、妹、父）の相次ぐ死別を経て伝道者を志した。スコットランド、エディンバラ・ニューカレッジ神学校およびエディンバラ大学神学部留学、BD（神学士）を取得し、日本プロテスタント史上「第二号の女性牧師」⁽¹⁾となった環は、日本基督教会柏木教会を牧会するなかで第二次世界大戦と敗戦を経験した。敗戦後、日本人として招かれて、最初の渡米者となり、国家公安委員、日本YWCA（基督教女子青年会）会長などを歴任した。⁽²⁾ 筆者は環の自伝的文章『父母とわれら』⁽³⁾が敗戦の経験から出発するものであり、そこから環が自身の贖罪信仰における生涯を父母から受けた教育の原点からとらえ直すところに意義を見出した。とくに日本プロテスタント史において女性伝道者はいまだ「女性牧師」という一類

型あるいは「女性」という枠の一類型に包括される傾向があるなかで、その古い心的習慣の克服を目指す考察を試みつつ、敗戦の経験から再考する環の思想が本来目指していたキリスト者アソシエーションが「女性」という枠を超えた歴史を歩む人間の体験と体験によって媒介される認識の深まりのなかで受け取られるという普遍性を探究するものである。

一 伝道者としての出立点

(一) 十五年戦争に向かう

植村環が伝道を開始した一九三一年頃、第二次世界大戦敗戦（一九四五）から一五年遡る頃には、日本はすでに太平洋戦争へ向かう軍国主義体制が整えられていた。環の牧する柏木教会もその風潮に巻き込まれ、政府の強い統制によって教派合同した日本基督教団に加盟した（一九四一）⁽⁴⁾。太平洋戦争中の環は柏木教会を牧会するかたわら、日本基督教団婦人事業局長を務め、大東亜戦争必勝祈祷会の開催を訴える立場となった。それは日本国家の軍国主義をアジアに拡大化することを祈願する祈祷会であった。当時、環が日本YWCA会長、世界YWCA副会長を担っていたことが、日本基督教団婦人事業局長選任に関係したと考えられる。環が日本基督教団婦人事業局長に選任されたと同時に、日本YWCAでも秋季祈祷週が設けられ、日本YWCAは日本基督教団の所属団体となった⁽⁵⁾。戦時下における環の姿勢は、日本YWCAと日本基督教団内の教会の存続を守るため、国家との無駄な衝突を避けようとする自衛の態度であった。環と同じ戦時下を生き抜いた武田清子は、一九四三年、文部省による幹部錬成会が二泊三日で行われた時、文部省が派

遣した講師による講義中、環が居眠りをしていた姿を見、「あれは環先生なりのプロテストかもしれない」と受け止める一方、「あの状況で反戦運動など容易にできるものではなく、教会、YWCAを官憲から守ることで精一杯だったように私には見受け⁽⁶⁾」られたと戦時下の環の自衛的態度に理解を示している。それは時代が騒然とし、国粹主義化、軍国主義化が強化される社会変動の波のなかにあり、男性は入隊し、多くの戦死者が出、いまだ日本女性の参政権が認められていない状況にあつて、「教会婦人」にキリスト者としての自律を促し、日本の教会を守るために起こした行動であつた⁽⁷⁾。しかし全体として日本基督教団の活動は国家政策への協力となつていった。

(二) 敗戦の経験からの再考

敗戦の経験から環は戦時下の自身と日本の行動をとらえ直し、「あの大戰に日本が終止符を打つたのは、結局、広島と長崎の惨劇のためであつた。こんな憂き目を世界のどこの人々にも見させない将来を、真面目に祈り続けてきた日本なのだ⁽⁸⁾」と嘆いている。そして自身と「明治以来の日本の戦争罪悪、世界的な戦争責任⁽⁹⁾」として受け止め、「たとえ、戦争に従事しつつなお愛国心とか正義心とかに燃えることがあつても、戦争そのものが悪であり、戦争がかもし出す悪徳悪風のすさまじいことを思うとき、私どもは、戦争を拒否せざるをえない⁽¹⁰⁾」と述べ、自身の「愛国心」や「正義感」から戦いを肯定したことへの「悪」をあらわしている。ここには戦時下の環が日本YWCAと日本基督教団内の教会の存続を守るために促してきた行動が日本と世界の「憂き目」しか見させない結果となつたことへの嘆きと悲しみが見られる。そして「聖霊の声に従順に、ひたすらわが良心をこれにしたがわせて、平和工作を営むことがキリストの僕らのなすべきこと⁽¹¹⁾」としてとらえ、「平和工作」への道を「主は、悔改めの心を受けとつて下さるであろう⁽¹²⁾」と語っている。環のいう「平和」はキリストの贖罪を基盤とする。その理由について、「人間には共通の罪⁽¹³⁾」があるという。すな

わちキリスト教による原罪認識である。環はこの罪というものは、「人間のすべての争闘、そして滅ぼし合いの根元」、「人間の手では除去出来ないもの」であり、人間から「この罪を始末してくださるのは神のほかのだれでもない」、⁽¹⁴⁾「キリストの十字架」、「神ご自身が人間の救いのために払われた、代償」、「贖罪」⁽¹⁵⁾であると説く。それはキリストの贖罪なしに、「人間すべての争闘、そして滅ぼし合いの根元」は解決せず、キリストの贖罪なしに、真実に神と人との和解も、人と人との和解、国と国との和解もあり得ないことを意味する。環はキリストの贖罪による「平和」は「剣をとるものは剣に亡ぶなり」(マタイ二六・五二)⁽¹⁶⁾とあるように武力を拒否し、戦争を手段とする「平和」はあり得ないと考え、「戦争放棄」の行動へと向かった。敗戦後の環は「キリストの贖罪の犠牲」の意義を「世界平和」の実現に見出している。その過程にあつて一九五五年に環は世界YWCA創立百年記念式に参列し、クリミア戦争の痛みをきつかけとして発足したYWCAの意義を再確認し、「神の御手に造られた婦人の人権」尊重による女性の自律を促し、「神の国建設」⁽¹⁷⁾として「地上に平和の境地を築く事」を使命とすることを受け止め直し、同年に結成された世界平和アピール委員会⁽¹⁸⁾に日本YWCA会長の立場として加わることになった。

二 人格尊重をめぐつて

(一) キリスト者としての人格形成

『教会婦人』(第六六六号)は戦時下における環の婦人事業局長としての働きの足跡を再考するなかで、「豊かな人材が集められた『婦人事業局』は、自由で平和な時代であつたなら素晴らしい先駆的活動がなされただろうと残念でなら

ない¹⁹⁾」と記している。実際、戦時下の日本女性の参政権が認められていない社会にあつて、キリスト者としての自律を「教会婦人」に促し、教会の存続を守り続けるなかで環が一番守りたかつたものは「人格尊厳」そのものであつた。そのことは敗戦の経験からの再考により環の思想が目指すキリスト者アソシエーションを考察するなかで探つていきたい。

まず、環の「人格」形成は洗礼の回心によるキリスト者としての人格形成において見出される。環の贖罪理解は「悔改め（コンヴァージョン）」と深く結びついており、神にそむく人間の罪を神の「御犠牲」であるキリストの「贖罪」により神の創造目的の回復である「神の御統治」へと「聖霊の恩化」の「悔改め」により贖われたキリスト者共同体が「教会」であるところを²⁰⁾環のキリスト者としての人格形成において見られる祈りの靈性において生じる「悔いし心」は、洗礼の回心による一度限りのことだけでなく、「聖霊の恩化」により終末の「神の国」に向かつてたえず繰り返されるものであり、三位一体（父・子・聖霊）の神に基づくものである。環が洗礼の回心に至るまでには父母の祈りの生活と教育が影響していた。それは横浜バンドで正久がジェイムズ・バラと何名かの宣教師と生活を共にして彼らの人格と信仰とに触れ、別世界の人に接する思いを抱き、かくて長い鎖国の夢に閉ざされていた封建社会の眠りから呼び醒まされた²¹⁾という出来事と共通している。正久は、「天の父」と呼ばれる「唯ひとりの神」との対話である祈りの体験を通して、キリスト教信仰へと回心し、洗礼を受けるに至つた。季野もジェームズ・バラの初週祈祷会で正久と出会い、クララ・ヘボン（J・C・ヘボン夫人）の英語教室から始まるフェリス女学校で教育を受け、洗礼への回心に至つた。この正久と季野の祈りの靈性が環のキリスト者としての人格形成における靈的生活と思想活動の発端となつている。環もまた一四歳の時、友人との「祈り会」において毎朝共に聖書を読み、祈りをなした。そのうちに二人は「洗礼を受けずにはいられなくなつて、進んで志願した²²⁾」という。洗礼の試問で、愛唱聖句と愛唱讚美歌を尋ねられ、二人は「キリスト・イエスの心を心とせよ」（聖書ピリピ書三章五節）と「我が主イエスよ ひとすら祈り求む愛をば 増させ

たまえ 主を愛する愛をば」（讚美歌）の二人とも同じ聖句と讚美歌を挙げたことが記されている。それは「祈り会」で神の前に共に罪を悔いる二人が向かったものがキリストの贖罪であり、その罪の赦しにおける神と人との和解を求めて、二人は同じキリストの心を心とし、キリストを愛することを求めたことをあらわしている。²³⁾

（二）三元的な垂直次元

敗戦の経験からの再考により環は自身のキリスト者としての人格形成の教育の原点にある正久と季野の祈りの靈性を自伝的文章『父母とわれら』の冒頭に記しており、それを大木英夫は「垂直次元」として理解し、「牧師となつた娘植村環先生はこう書いた。『父と母、二人は頭を雲の上に出し、足を地上にしつかり踏みしめた』と。頭を雲の上に出す、富士山のように雲の上に聳え立つ、そこに垂直次元に立つ姿勢があつた。それは日本の教会の始まりであつた。人間の理性は猿の進化したものかもしれない、しかし、靈性は神との関係であり、それは神からきたものである。だから、人間は、靈的であらねばならない。こうして、日本に初めて、単に精神と肉体の二元ではない、パウロの言う『靈と心とからだ』、そのような三元的な垂直次元に立つキリスト者の生き方が現れた²⁴⁾』と語る。

大木は環の文章から、正久と季野の「頭を雲の上に」、「足を地上に」という天と地を結ぶ祈りの靈性を「三元的な垂直次元に立つキリスト者の生き方」として見出している。

マルティン・ルターも「聖書は人間を三つの部分に分けている。なぜなら聖パウロはテサロニケの信徒への手紙1で〈平和にいます神があなたがたを全く聖くし、あなたがたの靈と魂と身体（Geist und Seele und Leib）の全体をわたしたちの主イエス・キリストの再臨に至るまで責められることのないよう守りたもうように〉」（WA7,550,20-28）という「靈と魂（心）と身体」から人間学的三分法を考察している。このルターの間人学的三分法について考察する金子晴

勇は「精神と肉体一般に人間の自然本性による区分で二分法に属し」、「たいていの場合、『魂と身体』であらわされるが、『霊』(Geist)は『魂』(Seele)と実体は同じであつて、働きにおいて区分され」、「この二分法と三分法は決して相容れないものではなく、『キリスト者』を『魂』とみなすことによつてキリスト者である魂が霊と身体とにまたがつて生きている中間者であると考えらるならば、両者は総合にいたる」とルターの言葉から指摘している。ルターは「魂は身体と霊とのあいだの中間である。だから信仰者は、同時にかつ決定的に、すべてのものの上に高められていて、しかもすべてのものに服従していることを示すのである。またキリストと同様にキリスト者は二重の本性的なものとして自己のうちに二つの形をもっている。つまり霊によればすべてのものの上に立っている」、「信仰者の霊は誰にも服従しないで、キリストとともに神のなかに高められている。〈魂〉とは人間の霊と同じであるが、感覚的なものと世的なものに満たされて生きかつ働くかぎり、へ人間によつて造られたすべてのものにも神のために服従しなくてはならない(1ペト二・一二)。魂はその服従により神にしたがい、神とともに同じことを意志する」(WA.56.476.5-6.23-26)と語る。ここでいう「二重の本性」はキリスト者の「霊と身体」に相当し、「魂」はその中間であつて、万物を支配する霊と万物に服従する身体とにまたがつていと説かれる。大木の場合、正久と季野の祈りの霊性においてキリスト者共同体の「霊とからだ」をつなぐ中間部分の「魂(心)」に「三元的な垂直次元に立つキリスト者の生き方」を見出していると解される。

(三) 三分法における霊性

環も人間を「三分法」でとらえており、『父母とわれら』出版と同時期に発行された『婦人の友』(一九六六年四月)で「聖書の語る『生命』と題し、人間を「精神と肉体」の「二分法」でとらえるプラトンに対し、人間を「生物的生

命（肉体）」と「靈的生命」の「二分法」でとらえるところから出発し、それを「三分法」に組み入れる中間部分に「靈性」を位置づけている。環は「人間の生物的生命は、靈的生命に從属するもの」の「二分法」として語り、「肉体は人格を表現するチャンネルとして、取り扱われ」、「神の賜物であるこの肉体を正しく用いて、私どもの靈的生命の発表現機としての使命を、果たさねばならぬが、「私たちは自分の奮闘ばかりで、靈的生命の勝利を得ることは出来ない」ゆえに「キリストは、私どもにその聖靈を送って、私どもの靈性を養い育て、明らかな洞察力と、広い視野を与え、また不屈の戦闘力を備えて下さり」、「キリストと、その数限りない僕らとともに生きることが許されている」と説く。環のいう「肉体」を「靈的生命」につなぐ「私どもの靈性」は神に向き合う祈りを有し、祈りの靈性において、「聖靈を送って、私どもの靈性を養い育て」るキリストの贖罪により「キリストと、その数限りない僕らとともに生きる」というキリスト者アソシエーションが形成されていく。このように二分法を三分法に組み入れていく「靈性」において、環は神の賜物（神の似姿）としての人格の回復をルカによる福音書一章の「マリヤの讃歌」に見出しており、筆者は、環の「三分法」の人間観の基礎は、ルターが「マリヤの讃歌」から考察する『マグニフィカート』を踏まえているものであると考える。ルターは『マグニフィカート』で「わたしの魂は主なる神をあがめ」の「魂（こころ）」に「靈」と「からだ」をつなぐ部分を見出し、「これらすべては、善、あるいは悪でありうる。すなわち靈でもあり、肉でもある」と語り、「魂（心）」の本性における自由意志の問題についても触れている。この「魂」を「靈性」に位置づけるならば、環の祈りの靈性において生じる「悔いし心」は「魂」の「靈」に向かう部分として位置づけられる。

（四）人格尊嚴の再考

敗戦後再刊されたYWCA機関紙「女性新聞」（一九五〇—五一）において環は、「ポツダム宣言の受諾は、法制上

日本国民の基本的人權を保障する門出であった。日本国憲法は制定され『主権在民』は宣言された」と述べ、「人權の基礎」との結びつきから「人格尊嚴」について次のように記している。

我国の人々は人權の基礎を知らぬ。人間は精神的生物であり、靈性を有つて居るのであるから、人の社会は、人格の尊い發展を、相互補助の立場で成就してゆくべきである。このことが日本人に深く会得出来ぬ限り、日本は強盜殺人、破廉恥不潔の国柄であり続けるであろう。見えざる人格なる神の存在を認め、これによる生活こそ、人格尊嚴意識の本元なのである。⁽²⁸⁾

人格の諸方面の統一はそれ自体既にアソシエーション（協同体）である。凡ての能力、全人格が浪費なく、大目的のために用いられるものである。そして、そのように自分の中にアソシエーションの端緒を見るならば、更に他の人のうちにあるアソシエーションの芽生えと相結んでゆく。⁽²⁹⁾

環のいう「人權の基礎」は「見えざる人格なる神の存在」を基礎とする「人格尊嚴意識の本元」であり、その「人格の諸方面の統一はそれ自体すでにアソシエーション（協同体）である」という。これは環が敗戦後に記したものであり、YWCAの活動におけるアソシエーションの意味を敗戦の経験から再考しているものである。戦時下に休刊となっていたYWCA機関紙「女性新聞」を再刊し、その創刊の辞（一九五二）で環はYWCAの意義についてキリスト者アソシエーションを強調している。それは「世界を舞台」として「神と人とのアソシエーションであり、そしてその向かうところは、神に結ぶ婦人たち相互のアソシエーション⁽³⁰⁾」であると語る。ここでは「女子青年」という枠はあるが、「神と人とのアソシエーション」として、「我と汝」の関係を「神に結ぶ婦人たち相互のアソシエーション」として世界に広げることを目指し、この「アソシエーション」を「われら」（一人称複数三人称）という言葉で繰り返し強調し

ている。この一人称複数の言い方は「神の似像」にも関連している。聖書の創世記（一・二六―二七）で「我々にかたどり、我々に似せて」と、神が一人称複数（三人称）で語り、人間を神と向き合う存在として、人間同士も向き合う存在として「男と女」に創造されたことを語っている。したがって「神に結ぶ人間相互のアソシエーション」は「神の似姿」をあらわしている。

（五）神の似姿としての人間観

環は日本プロテスタント教会牧師の立場から「神の似姿」としての人間観を持つているが、光延一郎はカトリック教会司祭の立場から「キリスト教にとっての人權思想の根源であるという考えは教父以来「神化」（テオーシス）のモチーフをもって考察された『神の像』（一・二六―二七）としての人間についての教え³¹」であると指摘する。その場合「いかなる状況を『神化』と呼びうるかについては教父各個においてニュアンスが異なり、それを一括することは困難である」が、「基本的には、人間が回心と霊的生活において『像』（イマゴ）から『似姿』（シミリトゥード）へ」と変容していく成長のダイナミズムとして語られる。人間が、キリストの受肉に重なることにおいて真の人間になるというわけである。そしてこのような基本になるのが『ペルソナ』である³²という。ペルソナ (persona) の語源をたどれば「声、鳴る、音、響く」(sonare) という意味を持つ。西洋の思想史においては、「仮面」の意味から由来して人間社会の中でなんらかの「役割を果たす人」という意味で使用され、そこから権利・義務の主体という意味も含むようになった。テルトゥリアヌスは二世紀に、神の三位一体の説明のためにキリスト教哲学・神学においてこの語を初めて使った。しかしその場合の「ペルソナ」は、人ではなく神が存在することの基本であるとして「位格」と訳される³³。したがって正久は、ペルソナの Person、Personality を「有心者（ペルソン）」（『六合雑誌』第七二号、一八八六年（明治

一九九年)、四四七頁)、「神の有心者(ベルソナリチイ)(同、四五二頁)と訳し、環は「見えざる人格なる神の存在」と述べ、「人格尊嚴の本来」を「神の像」としての人間観に見出ししている。この「尊嚴」は神と人との関係において語られるものであり「神に対する敬虔と服従を基礎にして、我が生を受けた」⁽³⁴⁾神の像としての人間の尊嚴として語られる。⁽³⁵⁾

(六) 自然本性としての自由意志

ここで神の像から似姿に向かう人間の問題として、環は人間の自由意志の問題を失樂園から考察する。人類最初の人間アダムとエバの自然本性としての「自由意志」は「食うに良く」、「眼には美しく」、「賢くなるには好ましい」という肉欲、芸術欲、知識欲の誘惑において「神にそむく」自由を選択し、神の創造目的である「自然界」から疎外されてしまう。⁽³⁶⁾このアダムとエバの自然本性としての自由意志は神そむく墮罪に向かう。この人間の自然本性に対する誘惑と墮罪の問題を環は敗戦の経験から「二十世紀」の「科学時代」において再考し、「芸術的な趣味も、肉体の欲望と同じく神から与えられたもので」あるから、「いずれも適当に用いてゆけば、神にそむくことにはな」らないが、「度を過ごしたり、乱用したりすれば、芸術欲も肉欲と同じく罪の要因とな」ると指摘し、とくに知識欲の誘惑は「文化人の大いなる渴望であり、従って非常な誘惑でもあり」、「原子力は人間の生活を便利にし、健康にし、豊かにするために大した発見である」が、「これを人間の用に供して下さる神の御心に背いて、自分たちの勢力範囲を広げる目的のために用いると、果ては、原子爆を通しての人類破滅にもなる」⁽³⁷⁾と警告している。

ゆえに環は戦後の若い女性たちに向けての神の似姿としての人間の回復を「清らかな女性の典型である」とする「聖母マリヤ」のなかに見出し、マリヤが「贖罪者」キリストを聖霊によって宿すことによって、「我が心、主を崇め、我

が靈魂は主なる神を悦ぶ」(ルカ一・四六一―四七)と神を崇めたことを挙げています。このように「神を崇めることを悦ぶ人は、自然、その人の人格が高尚になる」という人格を回復し、そのことが「人生の正しい目的」であると説く⁽³⁸⁾。同時に聖靈によつておとめマリヤに宿られた「贖罪者」キリストは人類すべての「人が神を崇めるものとなるための代償⁽³⁹⁾」としての贖罪者であり、「キリストの十字架は、神ご自身が人間の救いのために払われた代償」、「贖罪」であり、キリストの贖罪の犠牲によつて「神を崇める」人格を回復した人間は『キリストの共同の……神の相続人』(ローマ八・一七)であるようになった⁽⁴⁰⁾という。このキリストの贖罪により「神を崇める」人格を回復したキリスト者アソシエーション相互の「人格が高尚になる」ところに「見えざる人格なる神の存在」を基礎とする「人格尊厳意識の本来」を見ることができるといえる。

(七) キリスト者アソシエーション

環のいう「キリストの共同の」、「神の相続人」としてのキリスト者アソシエーションは教会を媒介として社会に広がっていく広がりを持っている。そのアソシエーションの広がりを見出し、教会を媒介としてキリスト者アソシエーションを「神に結ぶ人間相互のアソシエーション」として世界に広げることを目指し、この「神に結ぶ人間相互のアソシエーション」のなかに「神の似姿」としての人間観を見出している。「神に結ぶ人間相互のアソシエーション」は人間が洗礼の回心に至るコンヴァージョンと霊的生活において「神と人とのアソシエーション」の「我と汝」の関係としての「人」が一人称複数三人称の神の似姿へと変容していくコンヴァージョンの発展進化のダイナミズムであり、そのようにして人の「人格が高められる」ところに「見えざる人格なる神の存在」としてのペルソナを基礎とする「人格尊厳」が位置づけられる。環はこの「人格尊厳意識の本来」を「人権の基礎」として位置づけてい

るところから「人権」もまた神の像としての人間観において「人格尊厳」を基礎としている。環はその目的が教会を媒介として「神に結ぶ人間相互のアソシエーション」を終末に向けて世界に広げることであり、それはキリストの「再臨の日」に備える「神の国の到来の準備⁽⁴¹⁾」としての「神の国建設」を意味した。

三 グローバル化に向かって

(二) グローバル化

キリスト者アソシエーションのグローバル化を目指す環の思想の原点には和漢から西欧思想に至る読書がある。環は、敗戦の経験からの再考に資する体験を次のように挙げている。「父は相手にいちばんためになると思う書物を選んで貸し、また与えた。私にはトマス・アケムビスとかアウグステイヌスとかテレサとかいう人々の著書を十八、九歳から読ませ」、「姉（澄江）は二十二、三歳の時に」、「ルッターのことを小説にしたものの英訳書を父にあげられ」、「父はまた、和漢の書を多く所持し」、「私はたつた八つ位の時に馬琴（滝沢）の八犬伝を読了し」、「彼の書いたもので私の読まなかつたものはほとんどない⁽⁴²⁾」。そして「太平記や平家物語」より「諸行無常、会者定離などという心が心を打ち出して来た⁽⁴³⁾」というところから内的経験を經て洗礼へのコンヴァージョンに至った。その後米国とスコットランドへの二度の留学経験より欧米文化から日本を見る視点をもち、敗戦後まもなく（一九四六）渡米した環はユニオン神学校を訪れており「ニーバー教授の『キリスト教と世界の現状』について講義を聞いたが、これは大したもので、世界がキリストによって、経済についても経済機構についても、新しい出立点が与えられるはずだということを

しみじみ聞いた」と記しており、キリスト者アソシエーションのグローバル化を目指していたことがわかる。

とくに環は敗戦後再刊されたYWCA機関紙「女性新聞」の創刊の辞でYWCAのキリスト者アソシエーションの意義についてグローバル化を強調しているが、その二年前にエミール・ブルンナー（一八八九—一九六六）をYWCAの講演に講師として迎えていることに注目する。環は「世界的な態度を持つように」（一九四九）と題し記している。その中でブルンナーが「日本婦人を欧米婦人と比べて、女らしさにおいて一段勝った面があるといわれた」ことに触れ、環は自らを含む日本人女性の立場から「女らしさ、優雅さは貴いものである。私は多くの日本婦人が自由をはき違えていることを知っている。彼らは男子がするいやなことを婦人がやる自由を主張する」、「日本婦人はまず女らしさよりも、人間らしさを欲しなければ世界的になれぬ」と述べている。

一見環はブルンナーの言葉に共感しているように見えるが、筆者は環がブルンナーの「女らしさ」の見方において「人間らしさ」との両義的意味を含ませていることを見出す。それは環がブルンナーのいう「女らしさ」がブルンナーの人間観において尊重するものであれば共感するが、環の知る戦後日本の状況のなかで「人間らしさ」を学ばない日本女性性は「女らしさ」を卑下して「男子がするいやなことを婦人がやる自由を主張」し、「自由をはき違えている」という見方である。

環は日本の近代化において、参政権が認められず「男性依存」に傾きやすい傾向があるなかで戦後を迎えた日本人女性が、戦後間もなくの日本国憲法公布による欧米化で、欧米人の女性が男性と同じことをする自由を主張することにより男女平等の自由を求めることをまねる傾向があることを熟知していた。そのことが環の「知っている」という言葉にあらわされており、女性が男性と同じことをする自由を主張することは「人間らしさ」を「男性」に集約し「女らしさ」を卑下した「男性依存」への自己主張となり、「男性依存」への自己主張と「自由をはき違えている」ことであると解される。ゆえに環は日本人女性はず「人間らしさ」を学ぶことを促しているが、それは、環が戦時下の日本の

教会婦人に促した一個の人間として生きる自律への自由である。この「人間らしさ」を戦後の日本人女性も学ばなければ、いくら欧米人をまねても「男性依存」から解放された一個の人間として生きる自律への自由を身につけられず、「世界的になれぬ」というのである。環のいう「人間らしさ」の根底には人間学的三分法と神の似姿としての人間観があり、「神の像」から「似姿」に向かう人間については、環は敗戦の経験からの再考としてYWCAのアソシエーションにおいてそれを見出し、「若い女性に語る」（一九六一）と題し講演している。その二七年前にブルンナーは神の似姿としての人間観を『自然と恩寵』（一九三四）で論じ、カール・バルト（一八八六一一九六八）との自然神学論争を展開している。バルトの神学は正久が死去した一九二五年頃から日本に紹介され始め、一九三〇年代以降、多くの神学者のみならず、西田幾多郎、三木清、和辻哲郎などキリスト教会外の思想家たちにまで注目されるほど大きな影響を及ぼしたが、環はバルト神学について一切語らず、ブルンナーをYWCAの講演に講師として招いている。そこに環のブルンナー評価があらわれている。ブルンナーは一九五三年から五五年にかけて新設の国際基督教大学の客員教授として活躍し、日本の教会に直接多大の影響を与えた。

（二）人間の側からの考察

一般的にバルトが神の側から神学的に思考しているのに対し、ブルンナーは人間の側から神のわざを理解しようとする思考を展開したと解される。そして環はブルンナーの人間の側からの考察からキリスト者アソシエーションのグローバル化を目指したことが窺える。

ブルンナーは『自然と恩寵』で「人間の持つている神の似姿」としての「人間性 (Humanum)」⁽⁴⁷⁾には「自然を通しての啓示」と「キリストの啓示」の「二種類の啓示」があり、キリストの啓示を受ける人間には「応答責任性」⁽⁴⁸⁾と

いう自然的素質が授けられており、これが「神と人間との結合点」であると説いた。これに対しバルトは『ナイン(否)⁽⁴⁹⁾!』という論文で答え、神認識は「キリストの啓示」以外にないと反論した。それに対しブルンナーは、バルトの「聖書のみ」と言いながら、天地万物を通しての啓示を承認しないキリスト中心主義は「偏った啓示概念」⁽⁵⁰⁾であると批判した。この自然神学論争を通してブルンナーは『出会いとしての真理』で神と人との応答による出会いに基づいて人格主義の思想を確立し、「われーなんじ」という人格的な関係を媒介とすることによって「神との出会い」が可能となり、神認識はこのような客観主義か主観主義かという二者択一ではなく、主体と客体の関係が「われーそれ」(I-It)の関係から「われーなんじ」(I-thou)という人格関係へと超克することを説く。⁽⁵¹⁾ブルンナーの神と人との応答による出会いが客観主義でも主観主義でもない「われーなんじ」の関係にのみ見出しうるものであるという性格がマルティン・ブーバー(一八七八―一九六五)⁽⁵²⁾の思想と一致して、応答的責任性に立脚している。この「神との応答的存在」こそ「人間性」の本質規定であり、⁽⁵³⁾「理性はいわば対神関係の器官に過ぎず、それはあたかも靈魂が理性の器官であり、物質的な身体が靈魂の器官であるのと、同じである」⁽⁵⁴⁾という。ここには靈魂と身体の二分法が前提され、理性は対神関係の創造者ではなくて、その器官であり、その窮極の本源と目標、すなわち構造を決定するのは、神の言葉である。⁽⁵⁵⁾この観点からブルンナーは伝統的な「神の像」と「似姿」を区別し、両者を統一的にとらえるルターの間学的三分法の考えに従っている。⁽⁵⁶⁾

ブルンナーは神との出会いにおいての「応答責任性」を「キリスト者だけが、換言すれば同時にキリストの啓示の中に立つ人間だけが、持つている」⁽⁵⁷⁾と結論づけるところから、その「神と人間との結合点」はキリストの啓示(贖罪)においてのみ見出しうるものであり、そこに環のいう神の似姿としてのキリスト者アソシエーションの出立点を見出すことができる。環はキリスト者アソシエーションとしてのYWCAの「出立点」は「神と人(われーなんじ)とのアソシエーションであり、そしてその向かう処は神に結ぶ人間相互(われら)のアソシエーションである」と述べており、こ

の「出立点」をブルンナーの「神と人との結合点」に見出すことができる。

(三) 自律性と人間相互の尊重

環も神の似姿としての人間観においてルターの間人的三分法から人間の魂の「自律性」を見出しており、機関紙「YWCA」(一九六〇)において「如何なる点に於いて、神が人間を御自分に似たものとされたかというのに、それは人間をば意志のある自律性あるものとされ⁽⁵⁸⁾」と述べている。そして自律性の持つ自由意志について「人間は全く神の御摂理の中にある存在ではあるが、同時に神は人間に自由意志と選択権を賦与なされ」、「他の動物には自由意志もなく選択権もないが、人間だけは、自分の道を選ぶ自由を備えている」と語る。しかし「人間は、その自由選択を濫用し悪用し」、「その結果が人間の墮落」であり、それが「人間の生得の罪」、「神への不従順と反逆」であり、そのような罪人の「人間自身の内には新しい出立をなす力は皆無」だが、「キリストの十字架」は「新出立点のために払われた代価」であり、キリストの贖罪により「全知全能にして永遠である父なる神との人格的結びつきがここに得られる⁽⁵⁹⁾」と、神の似姿としての人間の自律性がキリストの贖罪による「神との人格的結びつき」によって得られる「新出立」として説かれる。このキリストの贖罪により神との人格的結びつきによって新出立する人間の「自律性」はキリスト者アソシエーションにおいて見られる。その出立点は「神と人とのアソシエーション」であり、そしてその向かうところは「神に結ぶ人間相互のアソシエーション」であるがゆえに、国と国、人と人との関係も「全人類が一人の神によって造られ、等しく罪人であり、主キリストの十字架の贖罪によつてのみ、神の前に、面を掲げて、その世嗣となれるのだ」という事を世界の諸族が知るに至り、地球上の生活の諸権利を独占する罪深い願望を棄て、相互に尊重と信頼を以て、有無相通じつつ分け合っていく⁽⁶⁰⁾という。

(四) 自律の自由

環はYWCAの「神に結ぶ人間相互のアソシエーション」における女性自身のうちに「人格尊厳意識」への自律を促している。ここで環は「過去数十年」の「日本政治の過誤」が「日本道德の癌は婦人の道具化にあつた」ととらえる一方で「婦人自身も」、「善悪邪正の判断を悉く男子に訊くの風が⁽⁶¹⁾あり、その「帰因する」ところは「古来の社会伝統」、「家族制度」、「男子中心の思想」であると指摘する。それは戦後日本国憲法により男女同権が認められる社会に変容し日本女性が参政権の自由を獲得したのであれば、女性自身も男性依存に傾きやすい古来的習慣を克服し、一人の人格として生きる自律の自由に立つことを促すものである。この「自律の自由」についてキリスト教と人権思想をめぐって考察する遠藤徹も「思想・言論・良心・信念といった『内的世界』における各人の自律を、またその内面が外的行動に反映する限りで、外面世界での自律を、キリスト教は注意深く見守り、その正邪・善悪を区別し、指摘し、正しい善き自律に立つよう指導するのである。一言で言えば、人権思想が人間を『……からの自由』として獲得し、守り、そこで役割を終えるのに対して、キリスト教はそこから先の『……への自由』に指針を示し、それを助け、導くのである⁽⁶²⁾」と語る。ここで遠藤は自身を含むカトリック側から述べているが、戦後の女性を含む基本的人権の理念において同じカトリック側から考察する高柳俊一は、「基本的人権の理念は女性としての人間の人格性を含まなければならなくなっている。世界人権宣言は例外なく受け容れられるべきものであるが、近代以前の状況にある宗教圏では信教の自由他は西欧世俗社会の害毒とされ、それと結びついているものとして女性の権利と地位の承認を妨げていることを率直に指摘せざるをえないような状態である⁽⁶³⁾」と指摘している。この場合、高柳はカトリック側の男性の立場から、日本において「女性の権利と地位の承認を妨げている」現状を指摘するものであるが、環はその状況を生み出しているのは男性

だけでなく女性自身でもあることを指摘し、日本プロテスタント教会牧師である自身を含む女性の立場から女性の自律を促すものである。

(五) キリスト教と民主主義

戦後の環は基本的人権に基づく自由理解を深め、日本国憲法による「民主主義」の根底には「キリスト教」がなくてはならないことを指摘している。

私はキリスト教を抜きにした民主主義なら、欲しくないと 생각합니다。創造者であり、父であられる神を与えて下さい。救い主なるイエス・キリストを与えて下さい。そして世界のあらゆる国民に対する愛を与えて下さい。神の国を与えて下さい。十字架の道を示して下さい。……いまやわが国は、自由なるものを持つようになりました。新しい憲法が施行されるに至りました。女性が進出してまいりました。国会には三十九名の婦人議員がおります。日本の女性は解放されたのであります。……婦人は新しい道德の基準を打ちたてる上で勝利者とならなければなりません。⁽⁶⁴⁾

ここで環がいうキリスト教は、使徒信条の「聖なる公同の教会」としてカトリックとプロテスタントが告白する父子・聖霊なる神を証するキリストの贖罪の犠牲を基礎とするものである。環自身、日本YWCA会長の立場から教派を超えた世界平和を追求しアピールする活動を生涯を閉じるまで続けている。環がキリスト者の立場から世界平和の追求において尊重するものは人類全人格の尊厳である。戦時下の日本女性の参政権が認められない社会にあつて女

性の自律を「教会婦人」に促し、教会の存続を守り続けるなかで環が一番守りたかったものは人格尊厳そのものであった。ゆえに日本女性が参政権の認められていない社会から戦後日本国憲法により男女同権が認められる民主主義の社会になっても、そこに生存する日本女性が戦前の男性依存の古い心的習慣を克服し、一人の人格として生きる人格尊厳意識への自律の自由を獲得するところまでいかなければ、キリスト教の「新しい道德の規準を打ち立てる上で」の真の「勝利者」とはなっていないと指摘するものであると解される。

四 欧米文化から見る日本文化

(一) 自由教会

環の思想が目指すキリスト者アソシエーションの根底には自由教会論がある。環は日本の近代化において神道を国教にしようとする神宮側の動きがあるのに対し、キリスト教を国教と定めようとするクリスチャン側の動きもあつたことに触れ、森有礼の宗教自由論は国家と宗教の分離を意味し、キリスト教を国教と定めるということではなく、国家から独立した自由教会としてのキリスト者アソシエーションが日本社会に広がっていくことを、正久の自由教会論から見ている。ゆえに環は「明治三十二年（一八九九年）、第十四回帝国議会上に、宗教法案が出され」、「この法案は、諸宗教に公平ならんとして、かえつて、多くの干渉を是とするものであつた」が、有礼の宗教自由論の貢献により、「植村正久らは、多くの論説をもつてこの案に反対し」、「明治三十三年（一九〇〇年）一月に『自由教会』ということ論じている」と述べ、「自由教会とは何ぞや、ただキリストのみを首領と認め、国家の抑圧、支配以外に立ちてキリストの法律

を解釈し、これを施行する権利を運用する教会すなわちこれなり⁽⁶⁵⁾と正久の自由教会論を取り上げている。この正久の自由教会論はキリスト教を国教と定めようとする動きではなく、国家から分離した自由教会として宗教の自由を認めつつ日本社会に広がることを意味する。

(二) 宗教の自由

森有礼はアメリカ滞在中（一八七二）、「日本における宗教の自由」、「異本における教育」など、多くの英文による論文を発表し、「良心の自由」を根幹に据えた宗教的信仰の自由を標榜している。教育論に関しては、人民の良心の自由を保障する法律が必要であるとともに普通教育制度を確立することが必要であり、教育上のことに国家権力が介入してはならないと説いており、後年文部大臣になって推進実行した政策とは真逆の見解を表明している。文部大臣の有礼は国家主義的な教育方針を次々打ち出して、国家のために教育を強力で推進し、その途上、明治憲法発布（一八八九）式典に参列しようとする朝、官邸前で刺客の刃にかかり、四三歳の若さで不帰の客となった⁽⁶⁶⁾。近代日本における「自由民権運動（一八七四）の衰退と国権派の伸張⁽⁶⁷⁾」という激動のなかで有礼はアメリカ滞在においてすでに日本の国家主義的傾向を見据えて「宗教の自由」における教育論を打ち出した可能性がある。森有礼暗殺事件の翌年（一八九〇）教育勅語が発布され、その年に環が誕生している。環は「森有礼事件や内村事件の時、私は生まれていか生まれしていないかであったので、家庭内において、それらの問題を植村正久がいかにか話したか知らない⁽⁶⁸⁾」が、「かくて、神道を国教としようとする傾向」、「神道一点張りの議論がしばしば台頭し」、「その波の激しさは、太平洋戦争時代に、私どもも身をもって経験したことである」と述べ、内村事件と有礼事件が神道を国教としようとする国家主義的傾向において国家とキリスト教が衝突した出来事であることをとらえている。そして明治開国以来の国家体制において「森有礼（キリスト

教同情者)らの宗教自由論には、実に見るべきものがあつた。植村正久は、明治十四年(二八八一年)の『六合雜誌』巻頭に、神道を国教とするの非を論じている。自由民権の思想は福沢諭吉氏の専売特許のようにおもわれているが、民権論は実はキリスト教に発しているのである。むろん、福沢先生の民権論は宗教と無関係の立場でなされたものではあつたが、キリスト教の感化を間接に受けておられたともいえよう。この他、多くの識者が宗教の自由と直接、間接、有利な言論を発表しているにもかかわらず、キリスト教は、神道者、仏教徒の手で多くの迫害を受けて来た。殊に、葬儀、埋葬のことについては、明治二十二年(一八八九年)の憲法発布に至るまで圧迫がはなはだしかった」と、明治以来の日本の神道を国教としようとする国家主義的傾向のなかにキリスト教が国家から分離した自由教会として宗教の自由を認めつつ日本社会に広がることを妨げる動きがあることを見ている。

(三) 三人称的人間的真理

戦後の環は明治開国以来の日本をとらえ直し、自身と同時代を生きたキリスト者「森有正(一九一―一九七六)のように欧米の文化の底流に真の信仰と、信仰が生み出す道徳があることを見破った人々もあつた」と述べ、その他の「大方の要人らは、外国の光に眩惑され、日本が欧米と同じ様相を呈するように必死になつた。陸海軍は目覚ましい発達を見、議会政治も、一応形をなした。しかし、新しい道徳は生まれなかつた。人の生命は軽んぜられ、議会政治も腐敗を孕んでいた」と、明治以来の国家主義的傾向とは異なる有正の思想の中に「欧米の文化の底流に真の信仰と、信仰が生み出す道徳」を見出している。森有正は宗教自由論を打ち出した有礼の孫であり、環の牧する柏木教会の神学講座(一九七二)⁽⁷¹⁾や日本YMCA講演(一九七二)、東京YWCA講演(一九七五)⁽⁷²⁾の講師を務めるほど教会やYMCA、YWCAを通じて環と交流がある。有正自身も東京YMCAメンバーであり、YWCAの「A」アソシエーションを

共有しているところから、筆者は、環が敗戦の経験からの再考においてとくに有正の思考を取り上げるのは、そこに環の思想が目指すキリスト者アソシエーションとの一致を見出しているからであると解する。したがって有正の思考から考察したい。

有正は「人間的真理、それが美であつても、善であつても、そういうものは本質的に三人称的であり、換言すれば、公共的で万人に向かつて開かれている。しかしその三人称的、客観的なものは、それ自体、一人称的なもの、主観的なものを中核として、それによつて成立している。そしてここでは二人称的なものが本質的に欠かないし排除されている。もし二人称的なものが現れるとすれば、それは上に述べてきたような事柄の周辺をめぐるものであつて、その内部には入つて来ない。来てはならない」と述べている。この「人間的真理」においてキリスト者アソシエーションにおける神の似姿としての人間観を見るならば、神の似姿である人間相互の「われら（一人称複数三人称）」は「三人称的」であり、それ自体、神（父・子・聖霊一人称複数三人称）という一人称的なもの、主観的なものを中核として、それによつて成立している。ゆえにキリスト者アソシエーションのキリストの贖罪を中核とする神（父・子・聖霊）に結ぶ人間相互（われら）は本質的に三人称的であり、公共的で、万人に向かつて開かれている。ここでは公共的でない「二人称的なもの」はその内部に入つて来ないし、来てはならないところに自律の自由と宗教の自由がある。

晩年の有正は「キリスト教というもののほんとうの意味の一つは、その社会組織づくりに参与することにあ」り、そこにつくり出される「三人称が支配するほんとうの社会」の「三人称というものは、その根底にはほんとうの一人称が、存在している」とキリスト教信仰の生み出す三人称的社会において一人称の人間として生きる人間的真理が見出されることを明かしており、そこにはキリスト者アソシエーションにおける神の似姿（一人称複数三人称）として生きる人格尊厳意識への自律の自由が見出される。

(四) 教会形成とYWCA活動

以上の見解により、「神の国建設」としての世界平和に向かう環の思想が目指すキリスト者アソシエーションは、自由教会を媒介としてYWCA活動と一つであり、ここに形成される社会とは、人びとがキリストの贖罪により「天の父の家に立ち帰る」⁽⁷⁵⁾とき、この地上に立ち現れる「理想世界」であった。具体的にはキリストの贖罪により「天の父の家」に立ち帰ったキリスト者により建設されるアソシエーションが教会を媒介として社会となり、「世界諸国が互いに理解し合い、助け合う」⁽⁷⁶⁾組織を造り上げる「理想世界」に向けての「国造りは人づくりからである」という⁽⁷⁷⁾。それはキリスト者アソシエーションが教会を媒介として社会に広がることを意味した。その理想を掲げた国として環は米国や英国、スコットランドを取り上げている⁽⁷⁸⁾。このアメリカやスコットランドは、環自身が二度の留学経験においてその国造り、人づくりを学んだ国であり、戦後の環はそれらの国から学んだ建国の歴史からも「贖罪者キリストを無視するところにはほんとうの人づくりはありえない」⁽⁷⁹⁾、「真の国づくりもあり得ない」と受け取り直した。しかしながら環は核兵器実験を繰り返すアメリカに対してはその建国理念との矛盾を問うている。そして「世界諸国が互いに理解し合い、助け合うことになったら、それこそ、地上にいくらか天国の面影を呈することになるう」⁽⁸⁰⁾と述べている。ここで環は終末の神の国における完全な平和実現は永遠の彼方にしか望めないとしても、キリスト者アソシエーションの働きによりその片鱗を地上に「理想世界」として垣間見ることは可能なのではないかと考えていた。その可能性を望み見ていたからこそ、環は伝道者としての生涯においてそのための努力を続け、またYWCAや世界平和アピール七人委員会の活動を通して社会に幅広く「世界平和」を訴え続けることができたのである。環の平和活動は全国的に評価され、環の追悼記事において朝日新聞一面に掲載された⁽⁸¹⁾。

注

- (1) 山本菊子編著『女性教職の歴史』（日本基督教団出版、一九九五年）。
- (2) 植村環牧師記念出版委員会編『植村環著作集3——私の歩んだ道…自伝・随想・書簡』（新教出版社、一九八五年）、四〇七頁。
- (3) 植村環『父母とわれら』第3版増補版（新教出版社、一九六六年）。
- (4) 柏木教会歴史編纂委員会編『日本基督教会柏木教会六十年史』（日本基督教会柏木教会、一九九一年）、一五〇頁。
- (5) 日本YWCA秋季祈祷週の主題「祖国に対する基督教者の責務」は次のように記される。「この祈祷週は大東亜戦争勃発以来はじめて迎える祈祷週である。東亜新秩序建設に邁進してある祖国には内に外に祈るべき事が多くある。又私共の団体としても日本基督教団所属問題、海外進出問題等、歩むべき新しき道の遠く荷重き切実を感じるのである」（日本キリスト教女子青年会『女子青年界』三九巻（復刻版）、〈不二出版社、一九九四年〉、五二一頁）。
- (6) 猪俣沙織「教会と女性」、「Ministry」夏号（キリスト新聞社、二〇一〇年）、二二頁。
- (7) 日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『日本基督教団史資料集 第二巻——戦時下の日本基督教団…（1941～1945年）』（日本基督教団研究所、一九九八年）、二七一頁。
- (8) 植村環『植村環著作集2——主は生きておられる…説教・随筆・論説』（新教出版社、一九八四年）、三八九頁。
- (9) 同上書、三八六頁。
- (10) 同上書、三八三頁。
- (11) 同上書、三八四頁。
- (12) 同上書、三八八頁。
- (13) 『植村環著作集3』、一九八頁。

- (14) 同上書、一九八頁。
- (15) 同上書、二六三頁。
- (16) 『植村環著作集2』、三三三頁。
- (17) 日本キリスト教女子青年会『女子青年界』二二二卷(復刻版)、(不二出版社、一九九三年)、六六六頁。
- (18) 世界平和アピール委員会は「人道主義と平和主義に立つ不偏不党の有志の集まりであることを確認し、具体的な活動にあたっては、国際間の紛争は絶対に武力による解決をとるべきでなく、平和的な話し合いで解決すべきであるとの立場に立ち」、「戦争と平和の問題に関して対外的にアピールする場合は、日本国民の中の少数意見に依拠するのではなく、国民のコンセンサスを世界に訴えてゆくことを確認する」ものとして結成された(世界平和アピール七人委員会編『世界に平和アピールを発し続けて』(平凡社、二〇〇二年)、一五頁)。委員として参加した七人は下中弥三郎、前田多門、茅誠司、湯川秀樹、平塚らいてう、植村環、上代タノであった(『植村環著作集3』、二八七頁)。
- (19) 西谷美和子「婦人会連合草創期の婦人たちの足跡をたどって」(二)、『教会婦人』第六六六号、日本キリスト教団全国婦人会連合、二〇一八年六月一日。
- (20) 植村環『植村環著作集1——説教』(新教出版社、一九八三年)、一一三—一七頁。
- (21) 植村正久『植村正久著作集 第一巻』(新教出版社、一九六六年)、四三八頁。
- (22) 『父母とわれら』、三九頁。
- (23) 環の贖罪理解の根底には環に洗礼を授けた正久の贖罪理解がある。正久はスコットランド神学の影響(植村正久『植村正久著作集 第四巻』(新教出版社、一九六六年)、二三七頁)を受けており、そこにはジャームズ・デニーの贖罪理解が見受けられる。デニーは「キリストの死は、贖罪のための犠牲であって、その犠牲によつて、罪は帳消しになり、神と人間とは和解させられたのである」(ジェームズ・デニー『キリスト教の和解論——ジェームズ・デニー著作集第4巻』松浦義夫訳、(二麦出版社、二〇〇八年)、四六頁)と語る。環の贖罪理解も神と人との和解、人と人との和解に向かう。
- (24) 椎の樹会『形成』委員会編『形成』第四五八号、(滝野川教会、二〇〇九年)、三—四頁。
- (25) 金子晴勇『ルターの靈性思想』(教文館、二〇〇九年)、一三七—一三八頁。
- (26) 『婦人の友』(一九六六年四月)、『植村環著作集3』、一六〇頁。

- (27) マルティン・ルター『マグニファイカート』内海季秋訳、(聖文社、一九八三年)、一九頁。
- (28) 植村環「燃ゆる火のごとく」、『女性新聞』一三五号、論壇(日本キリスト教女子青年会、一九六〇年)、一七頁。
- (29) 同上書、二〇頁。
- (30) 『植村環著作集2』、三四一頁。
- (31) 光延一郎「憲法・教育基本法改定問題とキリスト教的人間観」、日本カトリック大学キリスト教文化研究所連絡協議会編『キリスト教と人権思想』(サンパウロ、二〇〇八年)、二七三頁。
- (32) 同上書、二七三頁。
- (33) 同上書、二七三―二七四頁。
- (34) 同上書、六九頁。
- (35) 「神のかたち(像)」と「神の似姿」とは区別されていた。テルトゥリアヌスにとって、人間は罪を犯した後も神のかたちを維持している。人間が神の似姿に回復されるのは、聖霊の刷新する働きを通してのみである(アリストアー・E・マクグラス『キリスト教神学入門』神代真砂実訳、〈教文館、二〇〇二年〉、六〇〇頁)。
- (36) 『植村環著作集3』、二五九―二六〇頁。
- (37) 同上書、二六〇頁。
- (38) 同上書、二六一―二六三頁。
- (39) 同上書、二六二頁。
- (40) 同上書、二六三頁。
- (41) 同上書、二六四―二七五頁。
- (42) 『植村環著作集2』、一五八頁。
- (43) 『植村環著作集3』、五〇頁。
- (44) 『植村環著作集2』、二〇〇頁。
- (45) 同上書、一三二頁。
- (46) 同上書、一三三頁。

- (47) エミール・ブルンナー「自然と恩寵——カール・バルトとの対話のために」一九三四年、カール・バルト『カール・バルト著作集2 教義学論文集〔中〕』吉永正義訳、(新教出版社、一九八九年)、一四三—一四四頁。
- (48) 同上書、一四四頁。
- (49) Karl Barth, *Nein! Antwort an Emil Brunner* (Kaiser, 1934) (Eng. trans. "No!" in *Natural Theology*, 1946).
- (50) 『カール・バルト著作集2』、一六五頁。
- (51) W・E・ホーダーン『現代キリスト教神学入門』布施涛雄訳、(日本基督教団出版局、一九九九年)、一七八—一八二頁。
- (52) マルティン・ブーバー『我と汝・対話』田口義弘訳、(みすず書房、一九八〇年)。
- (53) エミール・ブルンナー『人間——その現実と真実』吉村善夫訳、(新教出版社、一九五六年)、九六頁。
- (54) 同上書、一〇〇—一〇一頁。
- (55) 同上書、一〇一頁。
- (56) 金子晴勇『現代ヨーロッパの人間学』(知泉書館、二〇一〇年)、二七四—二七九頁。
- (57) 『カール・バルト著作集2』、一四七頁
- (58) 「燃ゆる火のごとく」、七三頁。
- (59) 同上書、七三—七四頁。
- (60) 同上書、四七頁。
- (61) 同上書、六一—七頁。
- (62) 遠藤徹「人権—平等—キリスト教」、前掲『キリスト教と人権思想』、二五頁。
- (63) 高柳俊一「人格的存在としての人間の尊厳と権利」、前掲『キリスト教と人権思想』、一七〇頁。
- (64) 『植村環著作集2』、三三〇頁。
- (65) 『植村環著作集3』、二四四頁。
- (66) 安酸敏眞『欧米留学の原風景——福沢諭吉から鶴見俊輔へ』(知泉書館、二〇一六年)、四六一—五五頁。
- (67) 清水正之『日本思想全史』(筑摩書房、二〇一四年)、三〇九頁。
- (68) 『植村環著作集3』、二四七頁。

- (69) 同上書、二四四頁。
- (70) 『植村環著作集2』、三八〇—三八一頁。
- (71) 『日本基督教會柏木教會六十年史』、五四九頁。
- (72) 佐古純一郎『森有正の日記』(新地書房、一九八六年)、二四二—二四三頁。
- (73) 森有正『森有正全集12』(筑摩書房、一九七九年)、六二頁。
- (74) 森有正『いかに生きるか』(講談社、一九七六年)、七一頁。
- (75) 『植村環著作集2』、三三二頁。
- (76) 『植村環著作集3』、一九七頁。
- (77) 『植村環著作集2』、三八一頁。
- (78) 同上書、三八〇頁。
- (79) 同上書、三八一頁。
- (80) 『植村環著作集3』、一九七頁。
- (81) 「平和アピール七人委設立 植村環さん死去」『朝日新聞』五月二七日朝刊、(朝日新聞東京本社、一九八二年)、一頁。